

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (市町村課)	55
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	56
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	56
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	56
○道路の供用の開始について..... (維持管理防災課)	57
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (調達課)	57
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	57
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2 件)	59
道選挙管理委員会告示	
○北海道知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	60
○北海道議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	60

告 示	
北海道告示第307号	
次のとおり随意契約の相手方を決定した。	
平成28年 4 月19日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量	
平成28年度住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワーク監視・保守に関する業務 一式	
2 随意契約の相手方を決定した日	
平成28年 3 月31日	

- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 地方公共団体情報システム機構
- (2) 住 所 東京都千代田区一番町25番地
- 4 随意契約に係る契約金額
- 140,902,817円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- 6 随意契約によった理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総合政策部地域主権・行政局市町村課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成28年 4 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

上磯土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成28. 4. 1	理 事	高 田 和 廣	北斗市村内386番地の1
同	同	同	東 寺 敏 光	同 大工川48番地
同	同	同	高 橋 俊 博	同 中野通2丁目14番1号
同	同	同	白 川 優 悦	同 清川657番地の1
同	同	同	渡 邊 光 雄	同 押上271番地の1
同	同	同	福 地 政 実	同 清川1042番地の2
同	同	同	枕 澤 健 一	同 押上201番地
同	同	同	佐々木 勝 利	同 大工川180番地の3
同	同	同	清 水 千万幸	同 一本木352番地の2
同	同	監 事	畑 山 進	同 清水388番地
同	同	同	吉 田 直 樹	同 押上253番地
退 任	同 28. 3. 31	理 事	小野寺 喜一郎	同 大工川75番地の3
同	同	同	高 田 和 廣	同 村内386番地の1
同	同	同	高 橋 俊 博	同 中野通2丁目14番1号

同	同	同	白 川 優 悦	同	清川657番地の 1	北海道告示第309号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成28年 4 月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 水源の涵養 3 解 除 の 理 由 索道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）
同	同	同	渡 辺 光 雄	同	押上271番地の 1	
同	同	同	秋 山 陽 一	同	中野151番地	
同	同	同	畑 山 進	同	清川388番地	
同	同	同	佐々木 勝 利	同	大工川180番地の 3	
同	同	同	清 水 千万幸	同	一本木352番地の 2	
同	同	監 事	東 寺 敏 光	同	大工川48番地	
同	同	同	吉 田 直 樹	同	押上253番地	
狩場利別土地改良区						
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所		
就 任	平成28. 4. 1	理 事	酒 井 誠 一	久遠郡せたな町北檜山区若松867番地 2	北海道告示第310号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成28年 4 月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
同	同	同	中 野 公 郎	瀬棚郡今金町字八束26番地		
同	同	同	北 條 隆 夫	久遠郡せたな町北檜山区徳島596番地		
同	同	同	宗 像 安 夫	同 せたな町北檜山区西丹波1241番		
同	同	同	山 田 康 夫	同 せたな町北檜山区栄309番地		
同	同	同	村 上 隆 文	瀬棚郡今金町字稲穂183番地の 2		
同	同	同	岡 島 隆 祐	久遠郡せたな町北檜山区愛知1800番地 1		
同	同	同	庫 元 健 司	瀬棚郡今金町字豊田134番地		
同	同	同	伊 藤 幸 作	同 今金町字神丘484番地		
同	同	監 事	佐 藤 弘 一	同 今金町字鈴金13番地の 7	北海道告示第311号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をえりも町役場の掲示場に掲示した。 平成28年 4 月19日	
同	同	同	本 多 雄 二	久遠郡せたな町北檜山区丹波57番地		
同	同	同	齊 藤 孝 俊	瀬棚郡今金町字稲穂112番地の 6		
退 任	平成28. 3. 31	理 事	酒 井 誠 一	久遠郡せたな町北檜山区若松867番地 2		
同	同	同	中 野 公 郎	瀬棚郡今金町字八束26番地		
同	同	同	北 條 隆 夫	久遠郡せたな町北檜山区徳島596番地		
同	同	同	宗 像 安 夫	同 せたな町北檜山区西丹波1241番		
同	同	同	山 田 康 夫	同 せたな町北檜山区栄309番地		
同	同	同	村 上 隆 文	瀬棚郡今金町字稲穂183番地の 2		
同	同	同	岡 島 隆 祐	久遠郡せたな町北檜山区愛知1800番地		
同	同	同	庫 元 健 司	瀬棚郡今金町字豊田134番地		
同	同	同	田 中 文 夫	同 今金町字神丘701番地		
同	同	監 事	佐 藤 弘 一	同 今金町字鈴金13番地の 7		
同	同	同	本 多 雄 二	久遠郡せたな町北檜山区丹波57番地		
同	同	同	齊 藤 孝 俊	瀬棚郡今金町字稲穂112番地の 6		

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第269号
- 2 所在が不明な者 佐々木 サオ

北海道告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

北海道知事 高 橋 はるみ			
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 古平神恵内線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427番1地先から 同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427番1地先まで	平成28. 4.19	
道道 古平神恵内線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427番1地先から 同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427番1地先まで	平成28. 4.19	
道道 古平神恵内線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1147林班ろ小班地先から 同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1147林班に小班地先まで	平成28. 4.19	
道道 古平神恵内線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1148林班い小班地先から 同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1148林班に小班地先まで	平成28. 4.19	
道道 古平神恵内線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1135林班と小班地先から 同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1135林班と小班地先まで	平成28. 4.19	
道道 倶知安ニセコ線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	虻田郡倶知安町字旭187番地先から 同郡倶知安町字旭187番地先まで	平成28. 4.19	

北海道告示第313号

- 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
- 平成28年4月19日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 落札に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) 北海道本庁等コピー用紙（A4）ほか全5件 32,120箱（1箱（500枚／冊×5冊入））

- (2) 北海道本庁等コピー用紙（A3）ほか全5件 1,230箱（1箱（500枚／冊×3冊入））
- 2 落札を決定した日
平成28年3月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 トッパン・フォームズ株式会社
- (2) 住 所 東京都港区東新橋1丁目7番3号
- 4 落札金額
- (1) 1,144円
- (2) 1,361円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年2月16日付け北海道告示第111号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第79号

- 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
- なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
- 平成28年4月19日
- 北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借（55台分） 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年7月20日から平成33年7月19日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、こ

の契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書及び要求仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを明らかにした者であること。

(5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年4月19日（火）から同年5月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階
入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成28年5月31日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月30日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア パソコンの賃貸借 5台

イ パソコンの賃貸借 65台

(2) 予定時期

ア 平成28年7月頃

イ 平成28年11月頃

（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ
（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/nyzyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-4908

12 Summary

- A Nature and quantity of products to be procured : Lease of Personal Computer 55 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., May 31, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 30, 2016)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。
平成28年4月19日

北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹

1(1) 落札に係る特定役務の名称（スクールバス賃貸借1日当たりの単価）及び数量

- ア 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（江別コース）
- | | | |
|----------|--------------------|------|
| イ 調達予定数量 | 江別（月・水・金）コース（1日3便） | 116日 |
| | 江別（火・特行事）コース（1日3便） | 43日 |
| | 江別（木・行事）コース（1日2便） | 46日 |

(2) 落札を決定した日

平成28年3月22日

(3) 落札者の氏名及び住所

- ア 氏 名 ジェイ・アール北海道バス株式会社
- イ 住 所 札幌市西区二十四軒2条7丁目1番26号

(4) 落札金額

- ア 江別（月・水・金）コース（1日3便） 53,200円
- イ 江別（火・特行事）コース（1日3便） 54,400円
- ウ 江別（木・行事）コース（1日2便） 45,350円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成28年2月26日付北海道教育庁空知教育局告示第13号

2(1) 随意契約に係る特定役務の名称（スクールバス賃貸借1日当たりの単価）及び数量

- ア 北海道南幌養護学校スクールバス賃貸借（恵庭コース）
- | | | |
|----------|--------------------|------|
| イ 調達予定数量 | 恵庭（月・火・金）コース（1日3便） | 117日 |
| | 恵庭（水）コース（1日3便） | 41日 |
| | 恵庭（木・行事）コース（1日2便） | 46日 |
| | 恵庭（特行事）コース（1日3便） | 1日 |

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成28年3月22日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

- ア 氏 名 株式会社高田モータース
- イ 住 所 夕張郡長沼町東5線南6番地

(4) 随意契約に係る契約金額

- ア 恵庭（月・火・金）コース（1日3便） 76,890円
- イ 恵庭（水）コース（1日3便） 67,775円
- ウ 恵庭（木・行事）コース（1日2便） 63,590円
- エ 恵庭（特行事）コース（1日3便） 76,890円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁上川教育局告示第39号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年4月19日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎

1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

- | | | |
|---------------------------|------|----|
| (1) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 | 160台 | 一式 |
| (2) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 | 42台 | 一式 |
| (3) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 | 98台 | 一式 |
| (4) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 | 9台 | 一式 |

2 随意契約の相手方を決定した日

平成28年3月15日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 1の(1)から(3)まで ア 氏 名 日立キャピタル株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋1丁目3番1号 (2) 1の(4) ア 氏 名 日通商事株式会社 イ 住 所 東京都港区海岸1丁目14番22号 4 随意契約に係る契約金額 (1) 45,323円 (2) 12,636円 (3) 30,142円 (4) 2,566円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成28年4月19日 北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史
道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
北海道選挙管理委員会告示第31号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成27年4月12日執行の北海道知事選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成28年4月19日 北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史 北海道選挙管理委員会告示第32号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成27年4月12日執行の北海道議会議員選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。	